

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課	所属長名	小川 敏行	電 話	483-1151 内線2220
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード		3133		事務事業名称		在宅福祉サービス事業					短縮コード		経常	3133	臨時		
予算区分		会計	01	一般会計		款	03	民生費		項	01	社会福祉費		目	03	老人福祉費	
区 分		☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		八千代市重度心身障害者並びにねたきり老人福祉手当支給条例・八千代市重度痴呆性老人介護手当支給要綱・八千代市ひとり暮らし老人及び重度身体障害者等緊急通報システム設置事業実施要綱・八千代市日常生活用具給付事業実施要綱・八千代市緊急一時保護事業実施要綱他 5 要綱									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																	
・昭和39年 8 月 1 日老人福祉法施行に伴い開始。65歳以上の高齢者で日常生活に援助を要する者に各種手当及びサービスを提供する。 ・平成17年度末に、在宅福祉事業の対象者について明確化を図った。																	
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 ・平成12年度介護保険の実施により、本事務事業は介護保険を補完する事業と位置づけられた。介護保険法の改正に伴い、施策の見直しが必要になっている。						総合計画の 施策体系	5本の柱（章）		01	健康福祉都市をめざして							
							大項目（節）		02	社会福祉							
							中 項 目		04	高齢者福祉							
							小項目（施策）		01	高齢者福祉サービスの充実							
							細 項 目		01	保健福祉サービスの充実							
実施計画の 計画事業																	
計画事業の位置付けの有無				☐	計 画 事 業 期 間		昭和60年4月 ～ 平成20年3月			計 画 事 業 費		千円					

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	65歳以上の在宅高齢者で日常生活に援助を要する者						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成20年度に実際に行ったこと： 申請を受け、各種手当・サービスの提供、ねたきり老人福祉手当支給、重度痴呆性老人介護手当支給、介護用品購入費助成、ひとり暮らし老人緊急通報システム設置、日常生活用具給付、ホームヘルプサービス提供、配食サービス提供、生きがいデイサービス提供、徘徊高齢者家族支援サービス事業、成年後見制度利用者支援を実施した。 なお、在宅介護支援センターへの委託事業は平成17年度末で廃止された。						
	※平成21年度に計画していること： 同上						
意図 （何を狙っているのか）	①ひとり暮らし高齢者の安否を確認し、安心した生活を送れるよう援助する。 ②ねたきり及び重度認知症高齢者を支援することで介護者の経済的・精神的負担を軽減する。						
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外						
区 分			単位	19年度	20年度		21年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	ひとり暮らし高齢者数	人	2,217	2,500	2,203	2,500
	指標2	在宅でねたきりの状態にある高齢者数	人	35	50	39	50
	指標3	在宅で重度の痴呆状態にある高齢者数	人	28	25	25	25
活動指標	指標1	各種手当て・サービス受理件数	件	329	600	485	600
	指標2						
	指標3						
成果指標	指標1	この事業を通じて経済的な負担や精神的負担が軽減されたと	%				
	指標2	この事業を通じて在宅生活が継続できると感じているひとり	%				
	指標3						
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード		3133	事務事業名称	在宅福祉サービス事業			所属名	長寿支援課
			単位	１９年度	２０年度		２１年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	0	0	0	
		県	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	90,248	86,249	67,391	76,454	
		その他	千円	112	1,084	536	851	
	主な事業費の内訳			高齢者配食サービス事業39,852 緊急通報システム設置事業26,905 ねたきり老人福祉手当740	高齢者配食サービス事業22,680 緊急通報システム設置事業32,886 ねたきり老人福祉手当1,500	高齢者配食サービス事業17,525 緊急通報システム設置事業26,799 ねたきり老人福祉手当815	高齢者配食サービス事業20,520 緊急通報システム設置事業29,952 ねたきり老人福祉手当1,500	
	人件費(B)			千円	29,368.8	34,560	16,416	
トータルコスト(A)+(B)			千円	119,728.8	121,893	84,343	93,721	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由					
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている		上位施策「高齢者福祉サービスの充実」を推進するために、在宅福祉サービスを事業を実施しており、結びついている。					
			☐ 結び付くが見直しの余地がある							
			☐ 結びつきが弱い・ない							
			☐ 評価対象外事項							
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		高齢者の死亡、また、高齢者人口の増加によりケースが入れ替わり、増えていく。					
			☒ 達成していない							
			☐ 評価対象外事項							
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		事業は市が主体となり、高齢者が安心して住みなれた生活が送れるように実施しているため、民営化はできない。					
			☒ 可能性はない							
			☐ 評価対象外事項							
④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい		現状の対象と意図により結果に結びつく						
		☐ 見直す必要がある								
		☐ 評価対象外事項								
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2、3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある		地域包括支援センターとの関係を密にし、サービスの実施を行っているため。					
			☐ 効率性向上の可能性はある							
			☐ 両方可能性はある							
			☒ 可能性がない							
		⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等						
				☐ 臨時的任用職員等の活用						
				☐ I T化等の業務プロセスの見直し						
				☐ 受益者負担の見直し						
				☐ 類似事業との統合・役割見直し						
		☐ 上記以外の方法		類似 事務 事業 名称	1		実施主体 （所管部署）			
					2		実施主体 （所管部署）			
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）	☐ ある								
		☐ ない								

コード	3133	事務事業名称	在宅福祉サービス事業				所属名	長寿支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。				☐ 改革・改善して継続		介護保険サービスの方向性をみながら、在宅福祉サービスで介護予防の一環として行いたい。	
					☐ 手法プロセスの改革・改善			
					☐ 事業規模の拡大・縮小			
					☐ 統合・役割見直し			
				☐ その他				
				☐ 廃止（事業完了含む）				
			☐ 休止					
			☒ 現状のまま継続					
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			サービスの有効な利用状況をみながら検討する。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
高齢者からは、身近な場所で交流を望む声が多くよせられている。 事業の継続を望む声も多い。									

所属長コメント	一人暮らしや寝たきりあるいは重度認知症など要援護高齢者及びその世帯に対するセーフティーネットとなる事業であり、事業の継続が必要である。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
			☐ その他						
			☐ 廃止（事業完了含む）						
			☐ 休止						
			☒ 現状のまま継続						